

# 納めLINE

## 令和3年度第3号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

### ・スタディミーティング「真贋鑑定」

令和3年11月15日（月）、機構職員及び市町村税務担当職員を対象とした研修として、「ブランド品の真贋鑑定について・宝石の価値について」と題して、講師に株式会社鳴原質店の佐藤信博様を迎え、講義を行っていただきました。

私たち徴税吏員が捜索を執行し、その中でブランド品と思われる財布やバッグ、宝石等を発見した際の真贋判定におけるポイントについて、実際の偽造品を見ながら解説していただきました。

ブランド各社の製品によって、正規品及び偽造品を比較した際の『質感』、『ロゴの形』、『シリアルナンバー』、『糸の縫い方』等の違いを確認するとわずかに差異が見られ、偽造品の精度の高さに驚くと共に、様々な種類の偽造品が流通している中で自分自身の情報の蓄積が重要だと感じました。

今回の研修で学んだ内容は、すぐに高い精度で実務に活かす事は難しいかも知れませんが、日常生活や今後の捜索執行の際に意識して『見る』事で、自分の武器として磨いていければと思いました。



### ・メンタルヘルス研修を実施しました

機構職員及び市町村税務担当職員を対象に、税務担当者研修の一環として令和3年11月16日（火）「宮城県メンタルヘルスセミナー ～セルフケア編～」を開催いたしました。

本研修の目的は、セルフケアの充実を図るため、ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解、ストレスへの気付きと対処法、生活習慣改善方法等を学びメンタル不調の予防に資することです。

徴税吏員は、租税負担の公平という信念や、地方税法第331条第1項をはじめとした義務規定のもと、滞納整理を厳正かつ的確に行使しなければなりません。

しかしながら、納税軽視を発端とした滞納者の言動等や、時には暴力行為による身の危険等からメンタル不調をきたす場合もあり、セルフケアは重要です。

機構OBの方曰く、心構えは「おろしに耐えるもたい」との言葉がありました。

水（自身の中身）を守るため、冷たいおろし風にも耐え、受け流し、時には追い風として利用する等、中身を守れるもたい（水の入る器）を形成しなさいとの格言です。

第4四半期も目前で滞納整理も本格化しておりますが、形成した各々のもたいで中身を守っていきましょう。

## ・宮城県市町村合同インターネット公売について

県と市町村が連携して毎年11月・12月を「宮城一斉滞納整理強化月間」に設定し、徴収対策を集中して実施しており、その一環で県と市町村等が滞納者から差押えた動産等をインターネット（KSI 官公庁オークション）に一斉に出品する「宮城県市町村合同インターネット公売」を下記の日程で実施します。様々な物品を出品する予定としていますので、ぜひ入札にご参加ください。

- 参加申込期間：令和4年1月13日（木）13時～2月1日（火）23時
  - 入札期間：【せり売り形式】令和4年2月7日（月）13時～2月9日（水）23時  
【入札形式】令和4年2月7日（月）13時～2月14日（月）13時
- ※参加申込は「KSI 官公庁オークション」（<https://kankocho.jp/>）へ



## ・活動状況報告（令和3年11月末現在）

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

○引受案件	455 件	引受滞納金額(本税)	3 億 2,213 万 9,934 円
○徴収率	26.38 %	徴収金額(本税)	8,497 万 5,809 円
○差押件数	139 件	差押金額	1,493 万 8,786 円
○本税完納件数	113 件	本税完納金額	4,025 万 8,349 円

今年度目標である25%以上の徴収率については、達成することが出来ました。

今後も徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、引き続き、適正な徴収業務を進めて参ります。

## ・税関係用語解説

### ～地方税の徴収権の消滅時効の更新事由って何？～

地方税の徴収権は、原則として、法定納期限の翌日から起算して、5年間行使しないことによつて、時効により消滅します。

●「時効の更新」とは、更新事由の発生によって進行していた時効期間の経過が無意味なものとなり、新たに零から進行を始めるという効果を意味します。

地方税の徴収権の消滅時効は次の事由が生じることによって、時効の完成が猶予され、その事由の終了までの期間は時効が完成せず、その事由の終了の時に於いて時効は更新され、その時から新たな時効期間がその進行を開始します。

- ① 納付又は納入に関する告知（地方税法第18条の2第1項第1号）
- ② 督促（地方税法第18条の2第1項第2号）
- ③ 交付要求（地方税法第18条の2第1項第3号）
- ④ 差押え（民法第148条第1項第1号等）
- ⑤ 搜索（民法第148条第2項、大阪高判昭34.12.07等）
- ⑥ 承認（民法第152条等）

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構

（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL：022-211-6681

FAX：022-211-2289



滞納整理機構  
キャラクター  
おさむね君